

宗像市  
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
中間見直し

令和3年3月



宗像市

## 目 次

第1章 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標	1
第1節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の位置付け・期間	1
第2節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標	2
第2章 具体的施策の展開	7
第1節 ごみ減量と資源化の推進	7
第2節 ごみ処理制度の充実・整備	10
第3節 継続した適正処理の確保	12
第4節 環境美化対策の推進	12
第3章 ごみ処理計画	13
第1節 ごみ処理・処分体制	13
第2節 収集・運搬計画	14
第3節 中間処理・最終処分計画	14
第4章 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進	17
第1節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の周知	17
第2節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の進行管理	17
第3節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直し	18

■本文中の各年度の実績数値は、一般廃棄物処理実態調査より引用し作成しています。

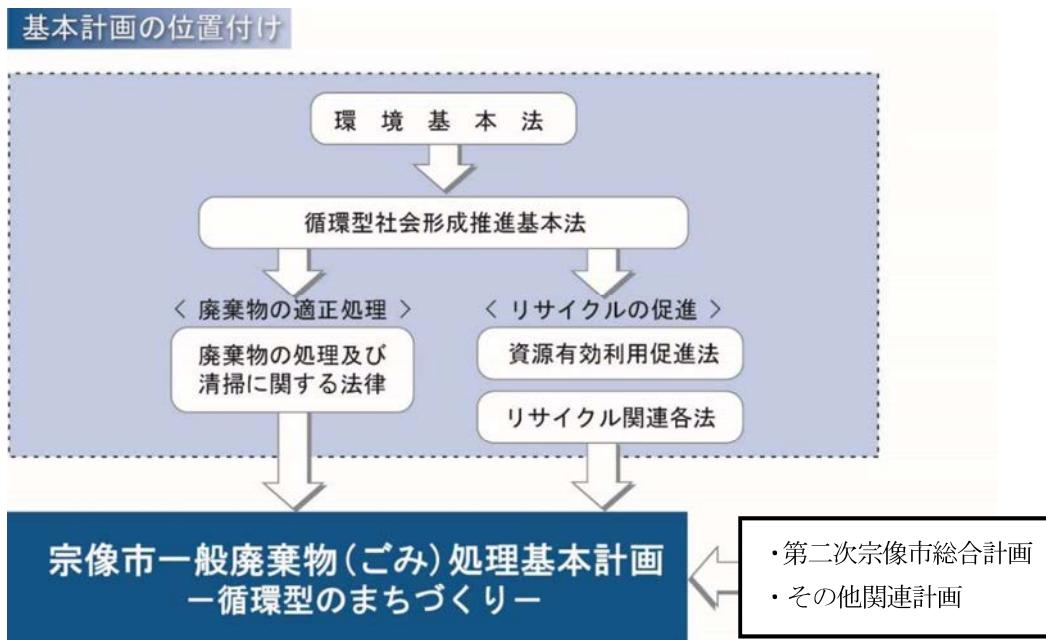
# 第1章 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標

## 第1節 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の位置付け・期間

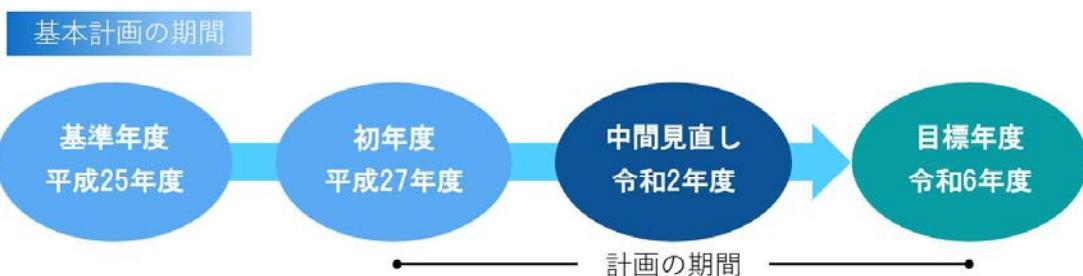
本市では、玄界環境組合宗像清掃工場（ガス化溶融施設及びリサイクル施設）の建設（平成15年6月竣工）を受けて、平成18年3月に「宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」と称する）」を策定し、ごみの減量化・再資源化及び適正な処理・処分に努めてきました。

単独で処理・処分を行っていました大島地区のごみについては、平成17年度には分別収集ごみの本土での処理を開始し、平成21年度からは陶磁器類のみを最終処分する以外は全て本土での処理・処分を行っています。

本基本計画は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などを踏まえ、「第二次宗像市総合計画」などと整合を図りつつ、長期的な視野に立って、「循環型社会の確立」に向けたシステムの構築をより確実にするため、より実効性のある計画として策定するものです。



基本計画では、基準年度を平成25年度、初年度を平成27年度とし、計画目標年度を10年後の令和6年度に設定し、おおむね5年ごとに、または諸条件に大きな変動のあった場合においては見直しを行うものとしていましたので、今回、第二次宗像市総合計画後期基本計画との整合性を図り、基本計画の見直しを行うものです。



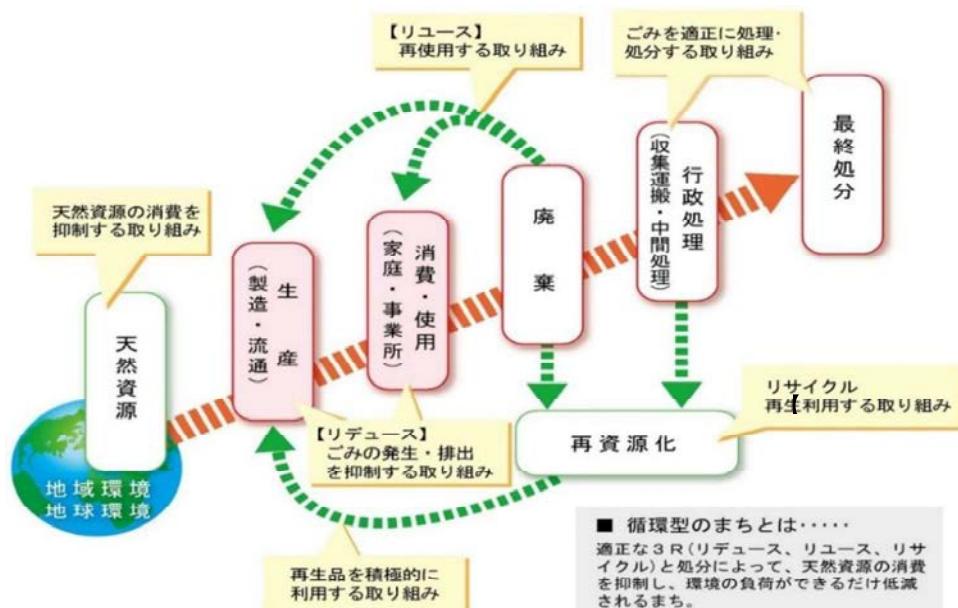
## 第2節 基本計画の目標

### 1. 基本理念

千数百年の豊かな文化と自然を有する宗像の地は、そこに生きた人々があたりまえのこととしてこれらを次世代へ引き継いできました。この固有の文化と自然をさりげなく責任をもって次世代へ継承するのが宗像人らしさであり、この地で今を生きる私たちも決して例外とはならず、そのための行動が求められています。この文化のひとつに、日本には古来よりものを大切にし、豊かな心を育んできた「もったいない」という生活に根ざした言葉があり、その精神はまさに循環型社会の実現にはなくてはならないものです。

### ■基本理念

「さりげなく、宗像人らしさを意識して」  
—循環型のまちづくり—



### ■ SDGs<sup>※1</sup>との関連性

本市の有する全ての資産を活用しながら、持続可能な循環共生社会を形成する目標は基本計画の基本理念と一致します



基本計画の推進がSDGsの目標達成に繋がります

※1 「SDGs」・・・2015年に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。

## 2. 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、4つの基本方針に基づいた施策に取り組みます。

### ■基本方針

#### 1 ごみ減量と資源化の推進

- 市民の適量購入・適量消費・最少廃棄、事業者の適量生産・最少廃棄といった一連の経済活動の中での取り組み、すなわち、リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会の構築を最優先とし、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進します。
- ごみ減量の具体的な目標を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を示して、目標達成へ向けた取り組みを推進します。

#### 2 ごみ処理制度の充実・整備

- 家庭系ごみのより効率的な収集運搬による経費削減に努め、市民サービスの向上を図ります。
- 事業系ごみについては、自己処理責任に基づく適正処理のあり方を啓発、周知します。
- 市民・事業者が取り組みやすいごみ減量・リサイクルシステムの構築を目指します。

#### 3 継続した適正処理の確保

- ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、処理施設の適正かつ効率的な運営と配置や焼却残渣などの再資源化による循環型ごみ処理システムを継続します。
- 災害時に発生するごみなどの多様化するごみ処理に対応するため、周辺自治体との連携を強化します。

(注) 大規模災害時に発生するごみ処理は宗像市災害廃棄物処理計画に準拠

#### 4 環境美化対策の推進

- 不法投棄の防止と清潔で快適なまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民と協働で推進します。

## 4. ごみ減量の数値目標

### ○このまま現行の取り組みを進めた場合

ごみや資源の総排出量は、今後、人口減少などに伴い若干減少すると予測されます。令和元年度までの取り組みをそのまま継続した場合、令和6年度には平成25年度に対し5%程度減少すると考えられます。また、この際のリサイクル率は25%程度です。

このままの取り組みではごみ減量とリサイクル率の引き上げが見込められず、循環型社会の構築の実現を目指すためにも、さらなる取り組みを展開します。

注) 人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考としています。

詳細については、資料編（資-9）を参照してください。

### ○目標年度（令和6年度）における数値目標

- ・総排出量：一人1日あたりの総排出量は、平成25年度の実績値の926gから約10%抑制して834gを目指します。

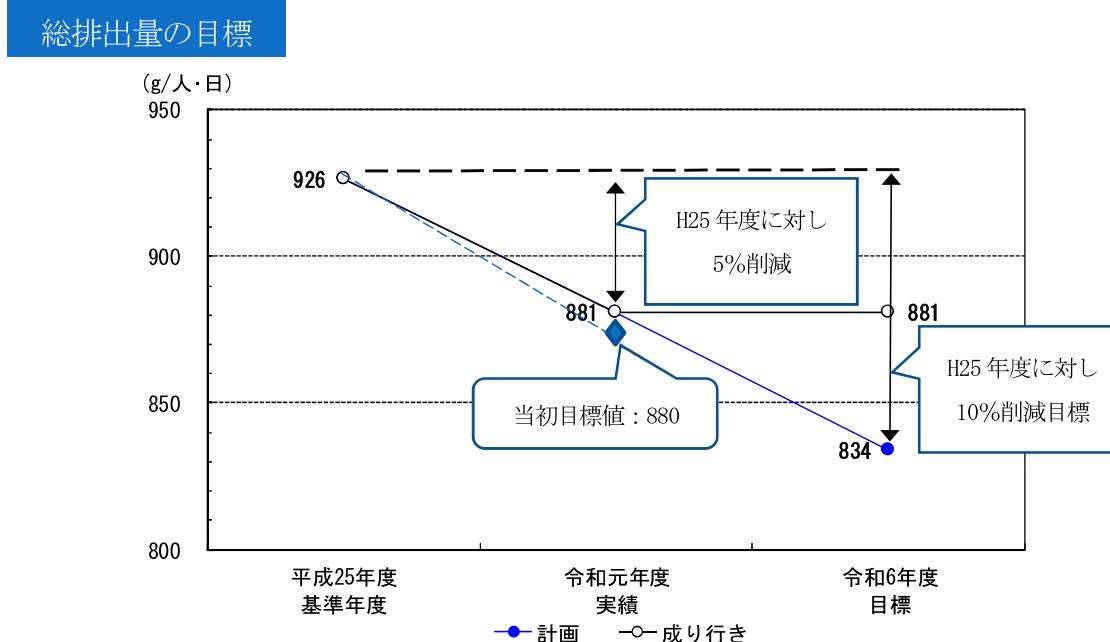
その結果、総排出量は、平成25年度の実績値の32,608tから令和6年度目標値29,320tへの抑制を図ります。

- ・資源回収量：施設処理に伴う資源化量を除く一人1日あたりの資源回収量は、平成25年度実績値の123gから約8%増量して133gを目指します。

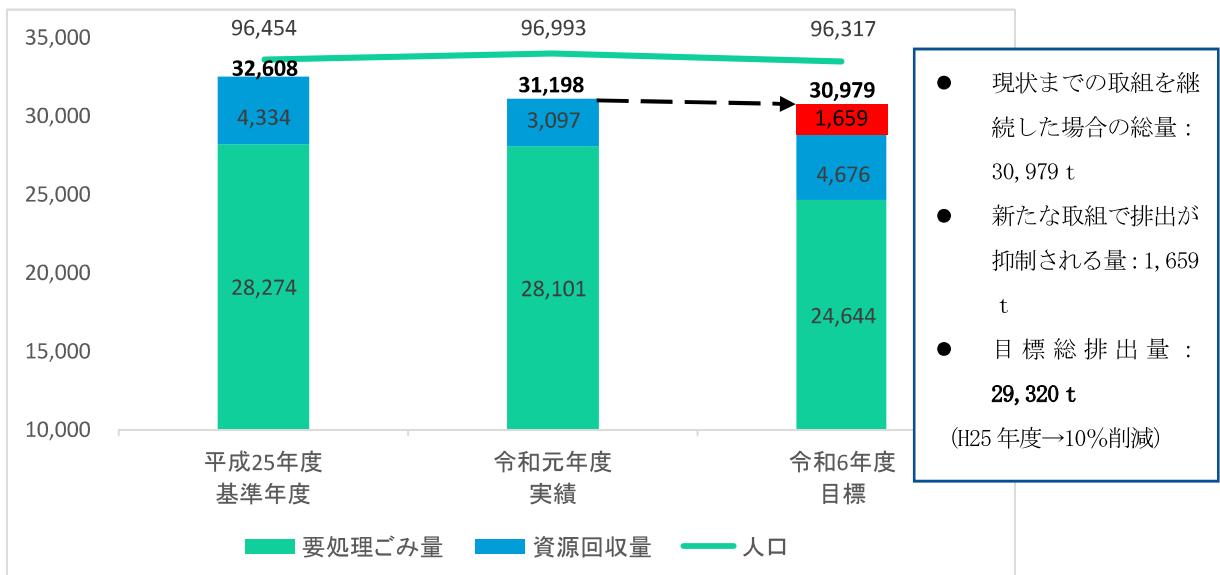
その結果、資源回収量は、平成25年度の実績値の4,334tから令和6年度目標値4,676tへ増量を目指し、リサイクル率は平成25年度実績値28.0%から30.2%への引き上げを図ります。

- ・要処理ごみ量：一人1日あたりの要処理ごみ量は、平成25年度実績値の803gから約13%削減して701gを目指します。

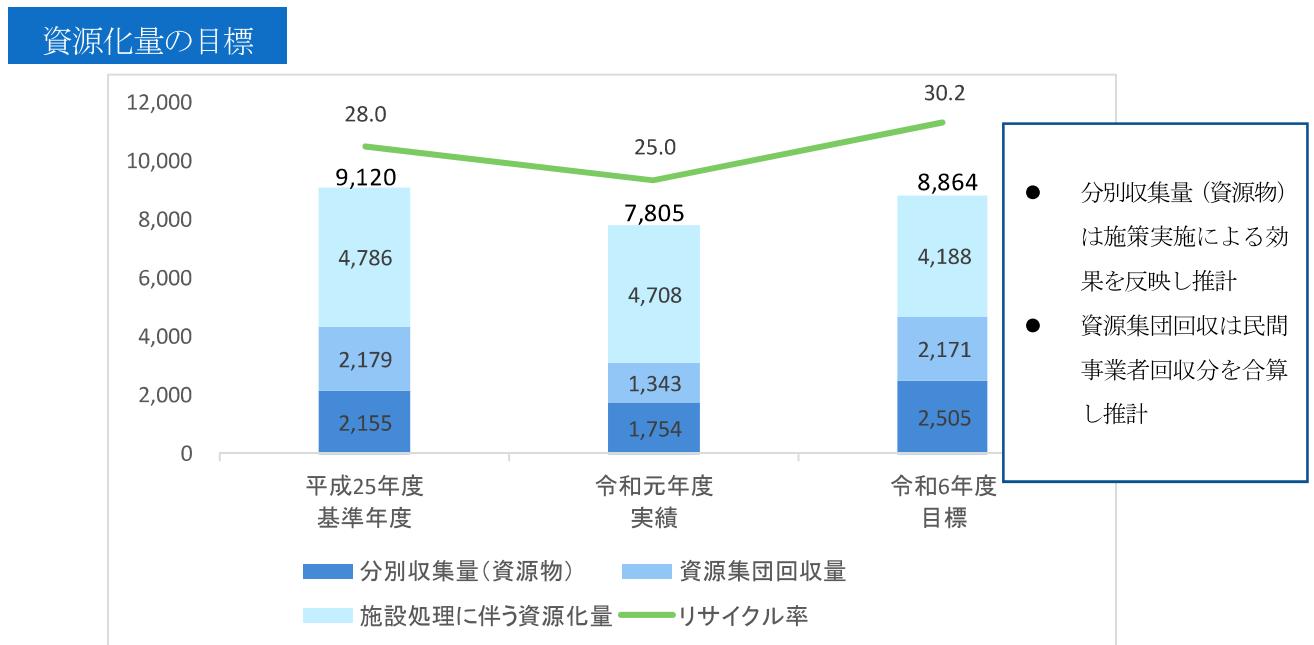
その結果、要処理ごみ量は、平成25年度実績値28,274tから令和6年度目標値24,644tへの減量を図ります。



【図1】一人1日あたりの総排出量の削減目標



【図2】総排出量の削減目標（t、人）



【図3】資源化量、リサイクル率の引き上げ目標（t、%）

- ・総排出量=資源回収量+要処理ごみ量
- ・資源回収量=分別収集量(資源物)+資源集団回収量
- ・要処理ごみ量=家庭系ごみ+事業系ごみ+自己搬入ごみ
- ・資源化量=分別収集量(資源物)+資源集団回収量+施設処理に伴う資源化量<sup>※2</sup>
- ・リサイクル率(%)=資源化量/総排出量

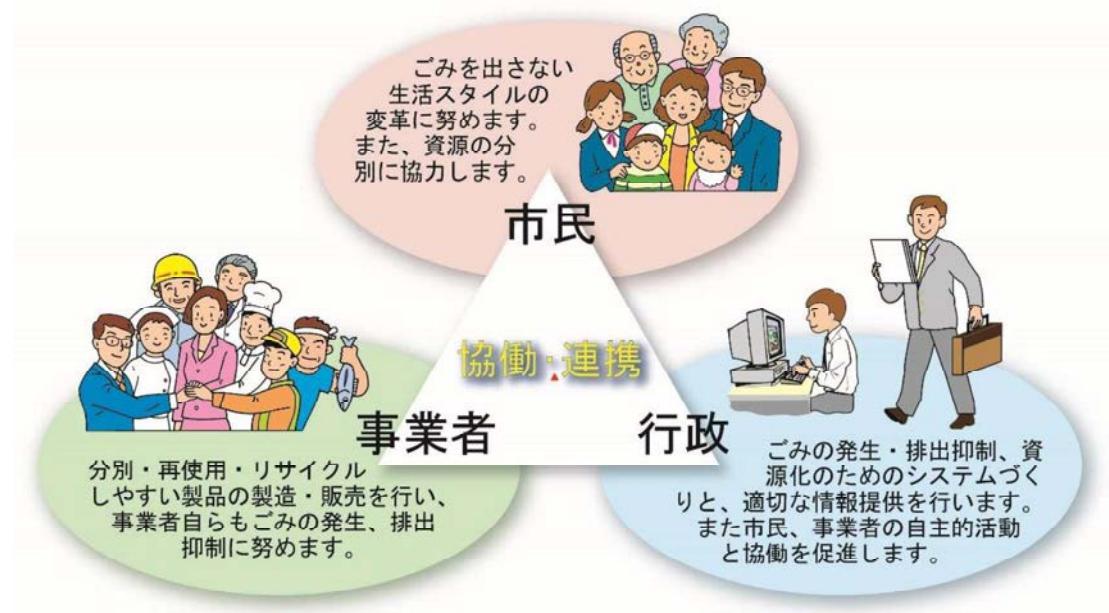
※2 「施設処理に伴う資源化量」・・・清掃工場で焼却溶融処理後に発生する残渣（スラグ、メタル、溶融飛灰）のこと。

注）令和元年度までの実績の推移については、資料編（資-1～8）を参照してください。

## 5. 各主体の役割と協働の推進

リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会への移行やリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進は、市民一人ひとりの意識と行動に負う部分が大きいことから、市民向け啓発活動が重要となります。また、循環型社会を確立するごみ処理システムの構築は、行政のみの取り組みで実現できるものではありません。

そこで、市民、事業者、行政の各主体が役割分担のもと、相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを形成し、ごみ問題解決のための環境啓発や協働事業を進めていきます。



## 第2章 具体的施策の展開

### 第1節 ごみ減量と資源化の推進

市民の適量購入・適量消費・最少廃棄、事業者の適量生産・最少廃棄といった一連の経済活動の中での取り組み、すなわち、リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会の構築を最優先とし、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進します。

ごみ減量の具体的な目標を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を示して、目標達成へ向けた取り組みを推進します。

合言葉は・・・「もったいない精神」です。

目標：ごみ減量 10%、リサイクル率 30%の達成

#### ◎ 市民の役割と取り組み

##### 1. リデュースの促進

- 無駄な物は買わないようにします。
- 買いすぎ、作りすぎに注意して食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に努めます。
- 生ごみは水切りを徹底します。
- 生ごみ処理機器、堆肥化容器及びダンボールコンポストを利用します。
- 使い捨てプラスチック製品（レジ袋やストローなど）の削減に努めます。
- 簡易包装への協力、マイバッグ、マイボトルの使用に努めます。

##### 2. リユースの促進

- リユースのための取り組み（フリーマーケット、もったいないコーナーなど）を利用します。
- フリーマーケットなどの自主的取り組みを行います。

##### 3. リサイクルの促進

- 地域の各種団体が行う資源集団回収に協力します。
- 資源物の分別排出を積極的に行います。
- 身近な環境活動に積極的に参加します。
- グリーン購入<sup>※3</sup>を実施し、積極的にリサイクル製品を使用します。

※3 「グリーン購入」・・・買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うこと。

#### ◎ 事業者の役割と取り組み

##### 1. リデュースの促進

- 可能な限り、ごみの発生しない製造工程を採用します。
- ごみの発生につながらない製品の製造に取り組みます。
- 食品残渣は水切りを徹底します。

- 容器包装が過剰に使われていない製品や商品の販売に取り組みます。
- 家具などの耐久性消費財の修理体制を充実させます。
- I C T導入によるペーパーレス化を推進し、紙の使用を削減します。
- 簡易包装の実施、マイバッグ使用の促進、量り売りの促進、売れ残りの抑制に努めます。

## 2. リユースの促進

- リユース可能な製品の使用に取り組みます。
- リユース可能な梱包資材などの使用拡大に取り組みます。

## 3. リサイクルの促進

- せん定枝などの有効資源のリサイクル化に取り組みます。
- グリーン購入を実施し、積極的にリサイクル製品の使用に取り組みます。

## ◎ 行政の役割と取り組み

### 1. リデュースの促進

家庭系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境教育を推進します。</li> <li>○ 市民啓発活動を促進します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民活動団体、コミュニティとの協働による啓発活動を推進します。</li> </ul> </li> <li>○ 現在のごみ袋料金体制は、排出量減少努力に応じて費用負担がより軽減される仕組みとなっています。この仕組みを継続します。</li> <li>○ 資源集団回収奨励金支給制度、ダンボールコンポスト等購入助成制度を継続します。</li> <li>○ フードドライブ<sup>※4</sup>の拡充など食品ロス削減に向けた取り組みを強化します。</li> </ul>
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源物受入施設への搬入を促進します。</li> <li>○ 多量排出事業所のごみ減量対策について、指導を強化します。</li> <li>○ 食品リサイクル法の周知・徹底を図ります。</li> <li>○ 商工会など関係団体と連携し、減量対策を強化します。</li> <li>○ 食品ロスの削減に取り組む事業所を支援します。</li> </ul>

### 2. リユースの促進

- 情報収集・発信機能の充実を図ります。
  - 「もったいないコーナー」などの不用品のリユース情報収集機能を保持します。
  - 市民への情報発信機能を強化します。
- リユースの場の確保・拡大を図ります。
  - 市リサイクルショップを充実します。
  - 市民活動団体が開催するフリーマーケットなどを支援します。

### 3. リサイクルの促進

- 分別収集（不燃物・資源物）の品目・内容などを周知し、回収率の向上を目指します。
- 資源物受入施設の利便性を向上させます。
- 地域単位での資源物回収を目的に、地域分別収集ステーションの利用を推進します。

- 資源回収ボックスの設置場所の増加に努めます。
- 資源物の分別排出の周知徹底を図ります。
- 資源化対象品目の調査研究及び拡大を図ります。
- プラスチック製品の一括回収は国の動向を注視しつつ、運用方法を検討します。
- 各種リサイクル法による再資源化を促進します。
- リサイクル製品の活用を促進します。
  - 行政自ら率先して、グリーン購入等により、リサイクル製品の使用を優先します。
  - 市民・事業者によるグリーン購入を促進します。
- 地域に賦存するバイオマスの活用を検討します。
- 単身世帯や外国人などへの分別や排出ルールの情報提供を強化します。

※4 「フードドライブ」・・・家庭などで余った食品や、食品の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動のこと。

## 第2節 ごみ処理制度の充実・整備

家庭系ごみのより効率的な収集運搬による経費削減に努め、市民サービスの向上を図ります。

事業系ごみの自己処理責任に基づく適正処理のあり方を啓発、周知するとともに、事業者が取り組みやすいごみ減量・リサイクルシステムの構築を目指します。

### 1. ごみの出し方と収集運搬

家庭系ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・燃やすごみ<ul style="list-style-type: none"><li>○ 現行のステーション制による収集を継続し、ごみ出しマナー、ルール、ごみ減量について、市民活動団体などとの協働による啓発活動を強化します。</li><li>○ 収集運搬について、委託収集エリア、コースなどの点検見直しを随時行い、より効率を高めます。</li></ul></li><li>・分別収集<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資源物の回収方法について、施設の環境や周辺の状況に配慮しつつ、多角的な視点から検討します。</li><li>○ 地域分別収集ステーションについて、地域特性を考慮した対応を強化するとともに、年代など、幅広い生活スタイルに対応した回収方法を検討します。</li><li>○ 民間委託による収集運搬により、経費削減のため収集体制、方法、コースなどの作業点検見直しを行い、効率性を高めます。</li><li>○ せん定枝の受入について、ごみの減量を図るとともにバイオマス原資としての検討を開始します。</li><li>○ 民間事業者による資源回収ボックスの回収量の把握について継続的に事業者へ働きかけ、適正な総量把握に努めます。</li></ul></li><li>・粗大ごみ<ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間委託による収集運搬により、収集作業の点検見直しを行い、効率を高めることにより経費抑制を図ります。</li><li>○ 「屋内持ち出し有料サービスシステム」<sup>※5</sup>のサービスを継続します。</li><li>○ インターネットによる受付システム「粗大ごみ予約システム」のさらなる利便性向上に努めます。</li></ul></li></ul>
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者への啓発周知<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物は区分がわかりにくいうことから、県・商工団体などと連携しながら、適正処理のための冊子などの配布や事業系ごみ研修会などの啓発活動を行います。</li><li>○ 市内及び近郊の民間リサイクル業者の情報を把握し、事業者に提供しています。</li></ul></li><li>・収集運搬業に関する許可業務<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市内の事業系ごみ収集運搬業務量については、現在の許可事業者で、ある程度のごみ量増加にも対応可能であり、充足しているとみられる。よって、現行の許可事業者の実態把握を継続するとともに、安全教育などの適正指導を行いながら安定した収集運搬体制を確保します。</li></ul></li><li>・資源物受入施設の利用促進<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資源物受入施設の利用促進を図り、事業系ごみの資源化を推進します。</li></ul></li></ul>

## **2. 高齢者・障がい者世帯などへの対策**

- ごみ出しが困難な高齢者・障がい者世帯に対して、関連部署、収集業者と連携し戸別収集を実施します。

## **3. 事業系ごみの処分**

- 「宗像清掃工場適正処理ガイドライン」を定め、適正処理に努めます。
- 「せん定枝・刈草」については、公共事業による発生の数量把握の方法を検討します。

※5 「屋内持ち出し有料サービスシステム」・・・粗大ごみ収集運搬において、高齢者（65歳以上）、障害のある方、その他特に必要がある方（妊婦など）のみの世帯を対象として、粗大ごみの戸外への持ち出しサービス。

## 第3節 継続した適正処理の確保

ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、処理施設の適正かつ効率的な運営と配置、また溶融飛灰※6の再資源化による循環型ごみ処理システムの構築を継続します。

災害時に発生するごみなどの多様化するごみ処理に対応するため、周辺自治体との連携を強化します。

<b>1. 中間処理施設の効率的な運営</b>
○ 宗像清掃工場については、継続して施設運営の効率化を推進します。
<b>2. 最終処分場の適正な運営</b>
○ 宗像市不燃物埋立処理場及び大島一般廃棄物最終処分場については、適正な管理を継続します。
<b>3. 広域処理の推進</b>
○ 北九州、福岡両都市圏における環境行政の連携を今後も継続します。 ○ 溶融飛灰の資源化を継続するため、関係自治体との信頼を高め相互協力関係を強化します。 ○ 本市での処理困難物について、近隣自治体と相互協力・連携して、適正なリサイクルや処理体制の確保に努めます。
<b>4. 緊急時の相互協力</b>
○ 近年、頻繁に起きた風水害などの天災や事故による施設停止などの緊急措置として、ごみの受入れ、搬出の双方を想定し、近隣市町村との連携を図ります。

※6「溶融飛灰」・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した場合に発生する排ガス中の灰分（ばいじん）

## 第4節 環境美化対策の推進

不法投棄の防止と清潔で快適なまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民と協働で推進します。

<b>1. 不法投棄防止対策の強化</b>
○ 監視パトロールの充実のため、市民活動団体やコミュニティと連携を図ります。 ○ 不法投棄発生時の迅速な対応を図るため、不法投棄対応マニュアルに基づき、関係機関（県、警察）と連携して対応します。
<b>2. 市民協働推進と市民ボランティア活動の支援</b>
○ 不法投棄が行われないような環境づくりのため、市民活動団体などとの協働による取り組みを推進し、それぞれの役割分担に基づく対等なパートナーシップを確立するとともに、活動支援を積極的に展開します。

## 第3章 ごみ処理計画

### 第1節 ごみ処理・処分体制

本市の収集運搬体制は、家庭系ごみは排出者自らが収集運搬するか市が行い、事業系ごみは排出事業者自らが収集運搬するか市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下、「許可業者」という）に委託する仕組みで行います。また、収集されたごみの処理・処分は、市及び玄界環境組合の処理処分施設で行います。

#### ごみ処理体制

区分		処理過程	収集・運搬	中間処理	最終処分
市 が 収 集 す る ご み	家庭系ごみ	燃やすごみ	市	玄界環境組合	玄界環境組合
		分別収集ごみ	市	玄界環境組合	市及び 玄界環境組合
		粗大ごみ	市	玄界環境組合	玄界環境組合
自己 搬 入 ご み	家庭系ごみ 及び 事業系ごみ	燃やすごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	排出者 又は許可業者	玄界環境組合	市及び 玄界環境組合

## 第2節 収集・運搬計画

### 1. 収集運搬の体制

市内全域を対象とし、家庭系ごみ（燃やすごみ、分別収集、粗大ごみ）については委託業者による収集・運搬または排出者自らによる運搬とし、事業系ごみについては許可業者による収集・運搬または排出事業者自らによる運搬とします。

### 2. 収集運搬の区分

#### ○家庭系ごみ

燃やすごみ、分別収集（不燃物・資源物）は地域の決められた集積所（ステーション）に出すステーション制、粗大ごみは事前予約による戸別収集制を継続していきます。なお、分別収集については地域ステーションのほかに、資源物受入施設及び資源回収ボックスによる拠点回収を継続します。

分別収集品目については、地域ステーションの16品目、資源物受入施設の20品目（北側資源物受入施設のみ羽毛ふとんを受け入れているため21品目）を継続するものとし、今後の国の動向を注視しながら収集品目の見直しを必要に応じ行います。

資源物受入施設は、市内に2個所開設しており、両施設ともに毎週土・日曜日の午前9時から午後5時までの時間帯で受け入れを行っています。さらに、このうちの1個所では、毎週水曜日の午前9時から午後7時までの異なる時間帯でも受け入れを行っています。

収集運搬については、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者世帯に対して、関連部署、収集業者と連携し戸別収集を実施します。

まだまだ燃やすごみの中に分別収集（資源物）が含まれている現状から、燃やすごみ出しのマナー、ルールの周知徹底を図ります。また、資源集団回収や拠点回収の利用の促進や、資源物受入施設の利便性向上により資源物の分別体制を充実・強化します。

#### ○事業系ごみ

事業系ごみは、自己処理責任の観点から、許可業者委託による収集・運搬、自らによる運搬で市が指定する処理施設へ搬入します。

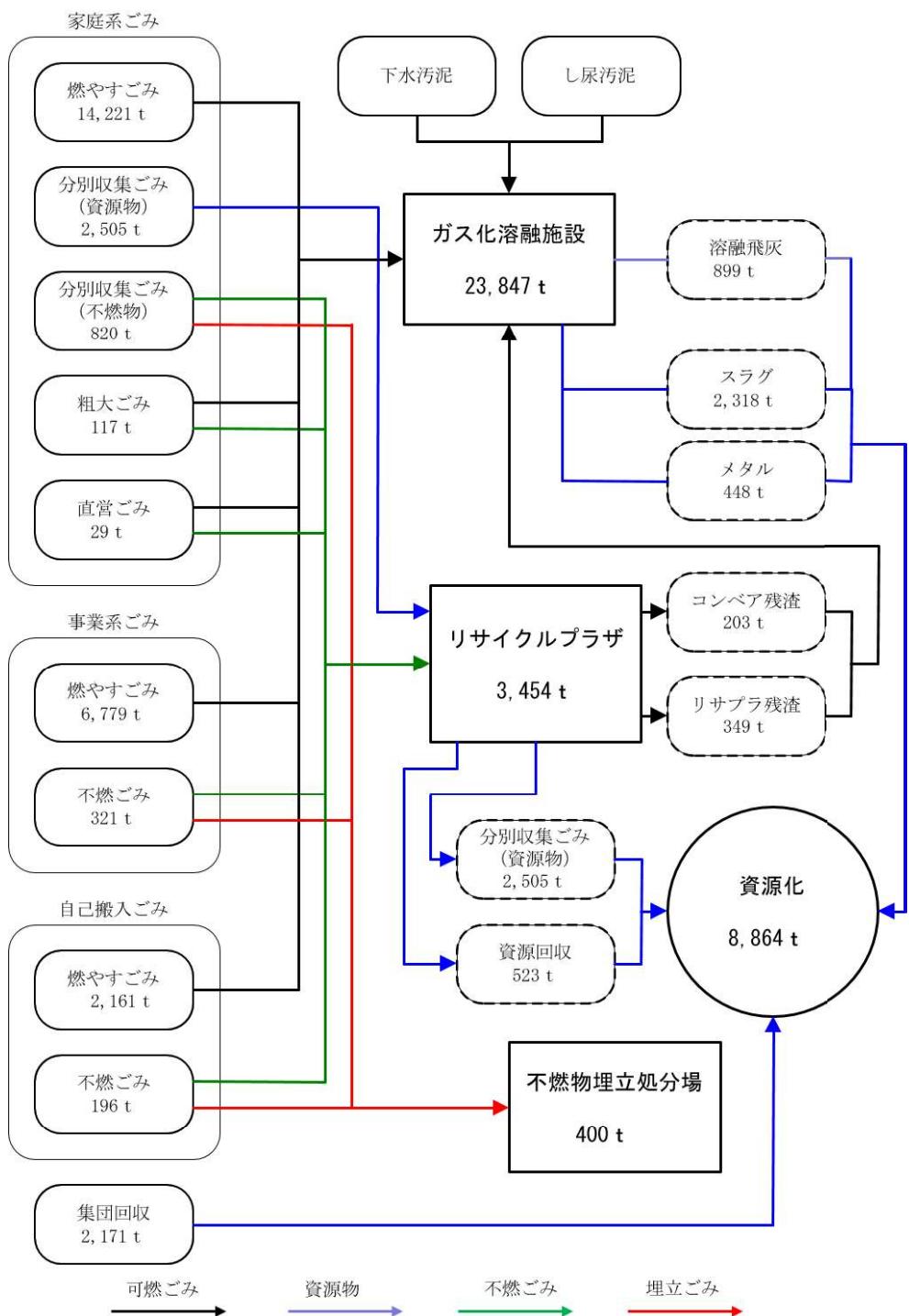
また、事業所からの資源物については、資源物受入施設で一部を除き、受入れています。事業所訪問指導において、資源物受入施設の利用促進を啓発していきます。

## 第3節 中間処理・最終処分計画

中間処理については、市内全域を対象として現在稼働している玄界環境組合「宗像清掃工場（ガス化溶融施設及びリサイクル施設）」による体制を当面は継続し、施設の効率的な運営、環境に配慮しながら、適正処理に努めます。

最終処分については、「宗像市不燃物埋立処理場」、「大島一般廃棄物最終処分場」による体制を継続します。

## 【ごみ処理フロー及び目標処理量】



- ※ 直営ごみ・・・不法投棄ごみ（市の回収分）
- ※ スラグ・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した残渣中のシリカ分（ガラスの溶融残渣）
- ※ メタル・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した残渣中の金属分
- ※ コンベア残渣・・・リサイクルプラザで破碎分別された可燃物（プラスチック、木片など）
- ※ リサプラ残渣・・・リサイクルプラザに搬入されるガラス分など

注) 下水汚泥は、産業廃棄物であるため、数量は記載していません。し尿汚泥は、生活排水編を参考してください。

## 【ごみ処理処分施設】

### ○ 玄界環境組合宗像清掃工場（E C O パーク宗像）

項目	内 容
所 在 地	福岡県宗像市池浦
竣 工	平成 15 年 6 月
① ガス化溶融施設	
処 理 能 力	160 t / 24 h (80 t / 24 h × 2 炉)
処 理 方 式	直接溶融・資源化システム
発 電 能 力	2,400 kW
② リサイクルプラザ	
処 理 能 力	40 t / 5 h
選別の種類	鉄、アルミ、スチール缶、アルミ缶 ダンボール、その他紙 その他プラ、紙パック、白色トレイ、ペットボトル 無色カレット、茶色カレット、その他のカレット※6
③ 埋立処分地施設	
埋立容量	9,340 m <sup>3</sup>
埋立対象物	溶融飛灰の固化物

### ○ 宗像市不燃物埋立処理場

項目	内 容
所 在 地	福岡県宗像市河東
運営開始年月	昭和 51 年 5 月
処理対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋 立 容 量	158,340 m <sup>3</sup>

### ○ 大島一般廃棄物最終処分場

項目	内 容
所 在 地	福岡県宗像市大島
運営開始年月	平成 10 年 3 月
処理対象物	陶磁器、コンクリート、がれき、土砂など
埋 立 容 量	3,560 m <sup>3</sup>

※6 「カレット」・・・ビンの破碎物

## 第4章 基本計画の推進

### 第1節 基本計画の周知

基本計画の推進にあたっては、市民、事業者との情報を共有するため、各施策の成果や進捗状況を毎年度「宗像市ごみ処理事業概要」、広報及びホームページなどで公表し、周知を図ります。

### 第2節 基本計画の進行管理

#### 1. 年度ごとの一般廃棄物処理実施計画の策定

基本計画が10年の長期計画であることから、各年度の計画として「一般廃棄物処理実施計画（ごみ）」を策定する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画（ごみ）では、以下のような内容について、具体的な計画を作成します。

##### ①処理計画量の見込み

現時点での収集・運搬、処理・処分形態での排出量、処理・処分量のデータは、各年度データの蓄積毎に処理計画量を見直します。

##### ②排出抑制及び適正処理に関する方策

##### ③収集・運搬計画

##### ④中間処理計画

##### ⑤最終処分計画

#### 2. 進捗状況のフォローアップ

施策の推進にあたっては、進捗状況を3年ごとに把握し、必要があれば事業の見直しを図っていくことが求められます。また、社会情勢の変化などに対応し、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。

これらのこととを的確に判断し、効率的・効果的な施策展開を図るため、「進捗状況をフォローアップ」するシステム作りを行い、各種施策の検討・推進、評価及び検証などを行います。

### **第3節 基本計画の見直し**

年度ごとの「一般廃棄物処理実施計画（ごみ）」及び「進捗状況のフォローアップ」の状況を踏まえ、基本計画の点検・見直しを行います。見直す時期については、フォローアップなどで問題が生じた場合や社会情勢の変化に伴う変更が生じた場合など状況に応じて行うものとします。

基本計画の見直しは、以下のような内容について行いますが、実施計画とは異なり、長期的な視野に立った見直しを行います。

- ① 処理計画の見込み
- ② 排出抑制及び適正処理に関する方策
- ③ 収集・運搬計画
- ④ 中間処理計画
- ⑤ 最終処分計画

## 資料編（参考資料）

1. 平成27年度から令和元年度までの実績	資-1
2. 将来人口の予測	資-9
3. ごみ発生量の将来予測	資-10

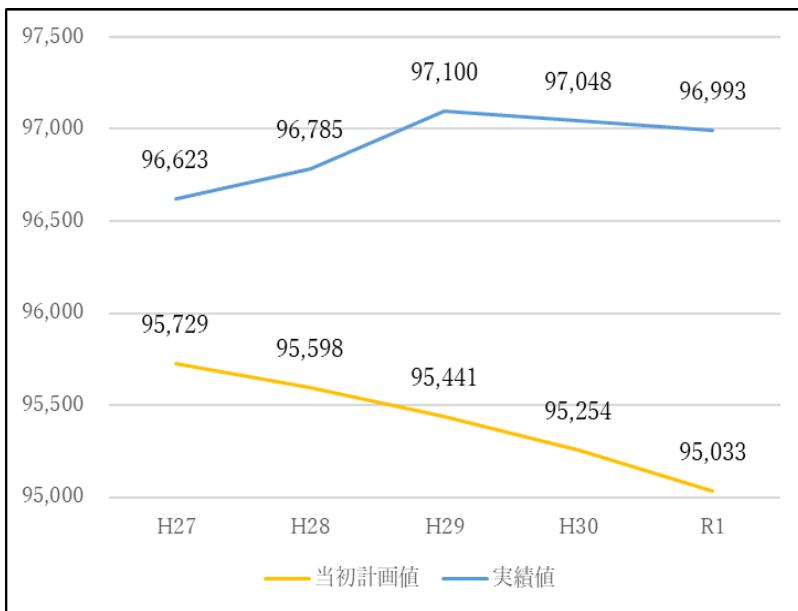
- 本文中の各年度の実績数値は、一般廃棄物処理実態調査より引用し作成しています。
- グラフは端数処理の都合上、合計値が一致しない場合があります。

## 1. 平成 27 年度から令和元年度までの実績

### (1) ごみ量の推移

#### ① 人口

当初計画では令和元年度の推計人口は、95,033 人と見込んでいましたが、令和元年度の実績は96,993 人と若干増加傾向で推移しています。世帯数は平成 25 年度の 39,962 世帯から令和元年度は 42,846 世帯と大きく増加しています。



【資一図 1】直近 5 年間の人口推移（当初計画と実績）

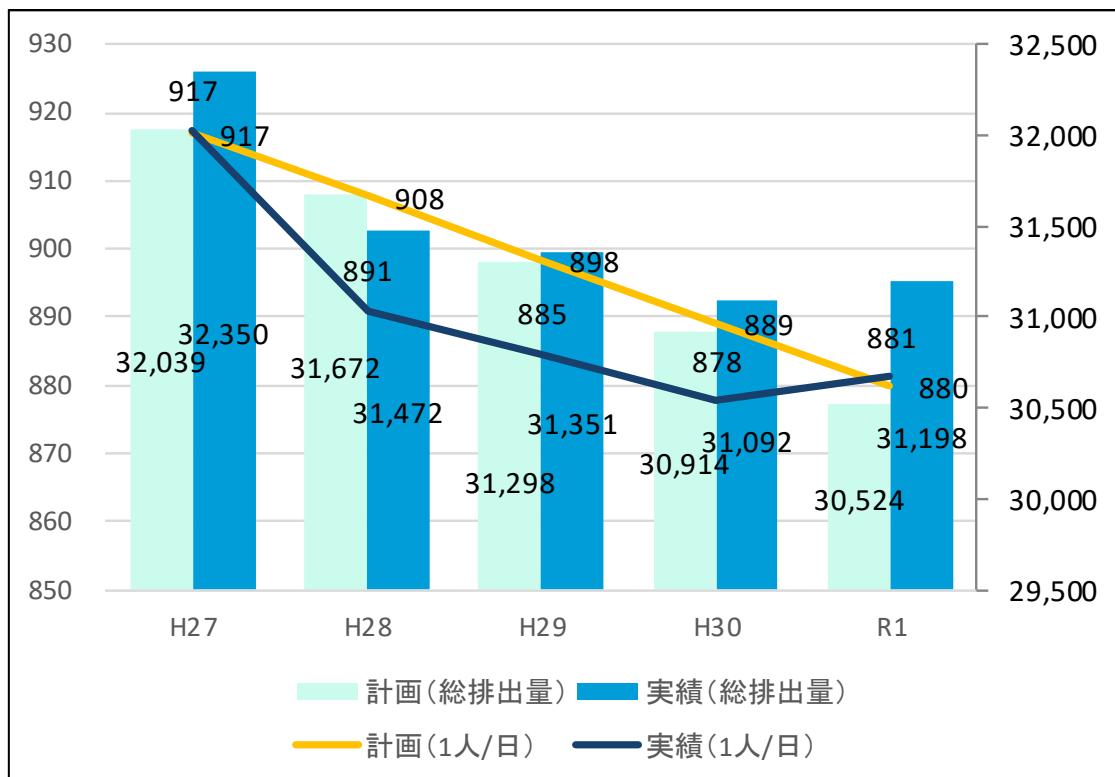
年 度	人 口 (人)			世帯数	一世帯当りの
	総 数	男	女	(戸)	人数 (人／戸)
平成25年度	96,454	45,828	50,626	39,962	2.41
平成26年度	96,753	46,023	50,730	40,406	2.39
平成27年度	96,623	46,038	50,585	40,804	2.37
平成28年度	96,785	46,111	50,674	41,333	2.34
平成29年度	97,100	46,281	50,819	41,948	2.31
平成30年度	97,048	46,358	50,690	42,375	2.29
令和元年度	96,993	46,366	50,627	42,846	2.26
令和2年度	97,119	46,465	50,654	43,445	2.24

【資一表 1】計画期間中の人口推移（住民基本台帳、9月末、外国人含む）

## ② ごみの発生量

### ○総排出量

一人1日あたりの総排出量は、平成25年度（基準年度）の926gから4.9%減少し881gとなっています。総排出量（全体）は、平成25年度（基準年度）の32,608tから4.3%減少し31,198tとなっています。一人1日あたりの総排出量の中間目標（令和元年度実績値）は基準年度に対して5%の減少でしたので、概ね計画通りの実績となります。

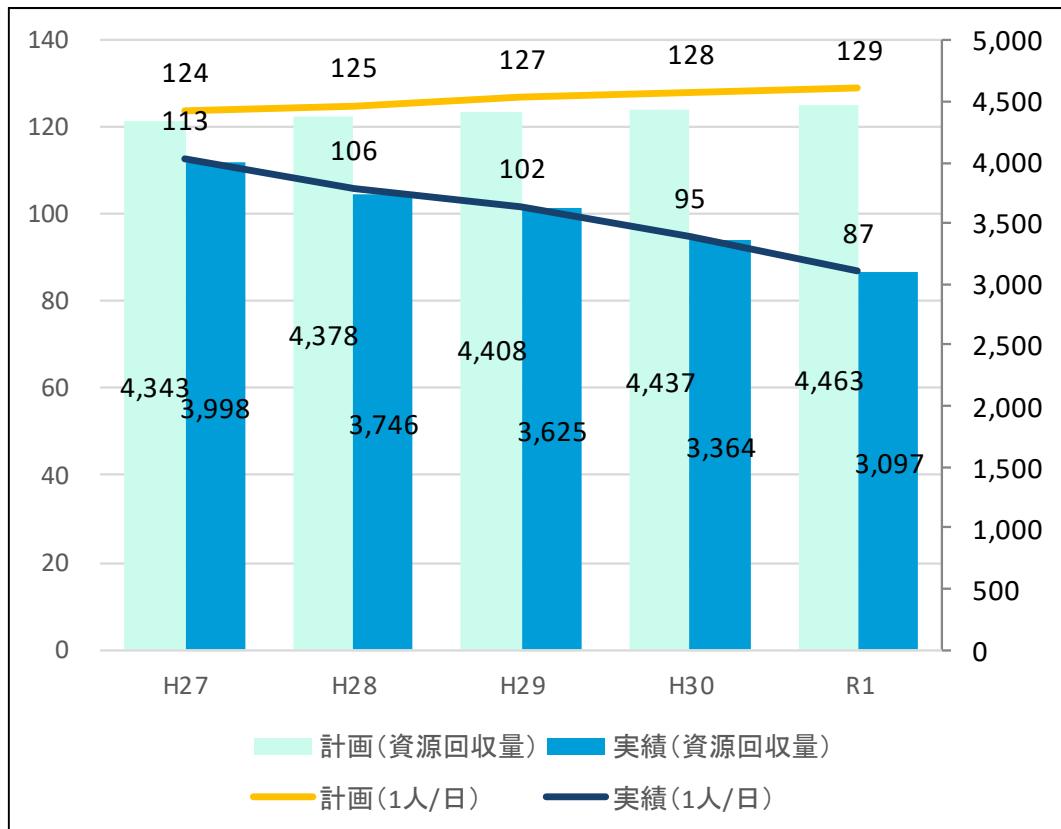


【資料一図2】総排出量の直近5年間の計画と実績の推移（総排出量(t)、1人/日(g)）

※総排出量=資源回収量+要処理ごみ量

## ○資源回収量

一人1日あたりの資源回収量は、平成25年度（基準年度）の123gから29.3%減少し87gとなっています。資源回収量（全体）は、平成25年度（基準年度）の4,334tから28.5%減少し3,097tとなっています。特に町内会や子ども会などが実施している資源集団回収の減少が顕著となっています。要因として、市内に民間事業者が設置している古紙回収ボックスの設置の増加が挙げられます。一人1日あたりの資源回収量の中間目標は、未達成となります。また、資源回収量が下がったことにより、リサイクル率も、平成25年度（基準年度）28.0%から25.0%に下降しています。

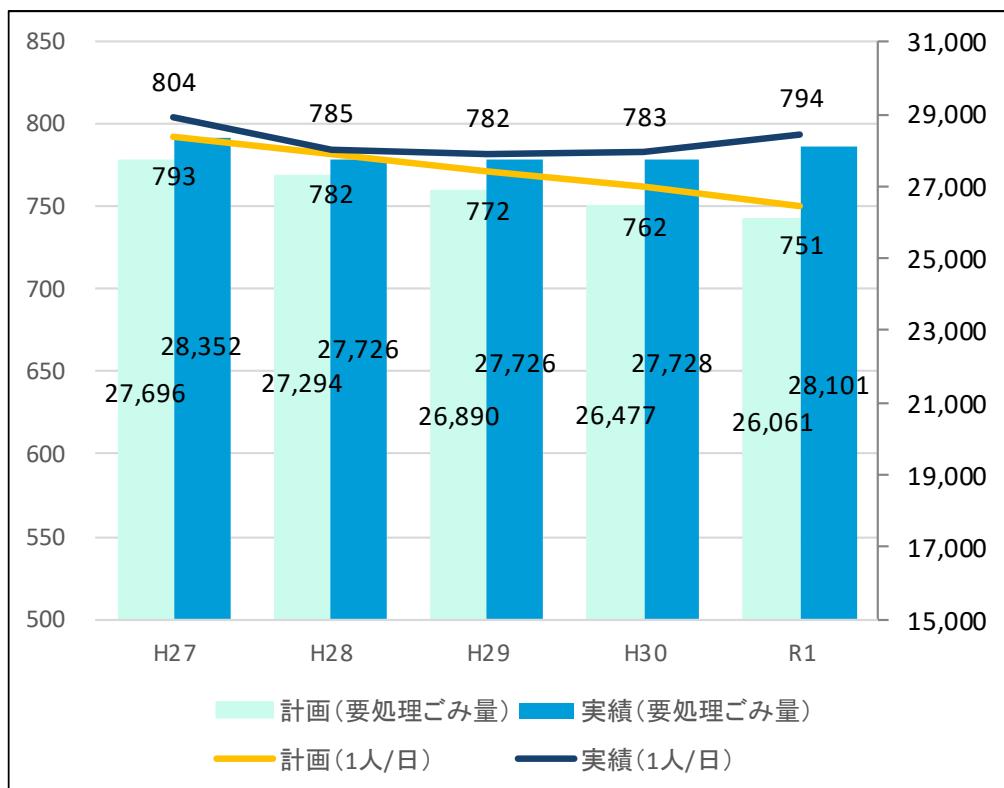


【資-図3】資源回収量の直近5年間の計画と実績の推移（総量（t）、一人/日（g））

※資源回収量=分別収集量（資源物）+資源集団回収量

## ○要処理ごみ量

一人1日あたりの要処理ごみ量は、平成25年度（基準年度）の803gから1.1%減少し794gとなっています。要処理ごみ量（全体）は、平成25年度（基準年度）の28,274tから0.6%減少し28,101tとなっています。一人1日あたりの要処理ごみ量の中間目標についても未達成となります。



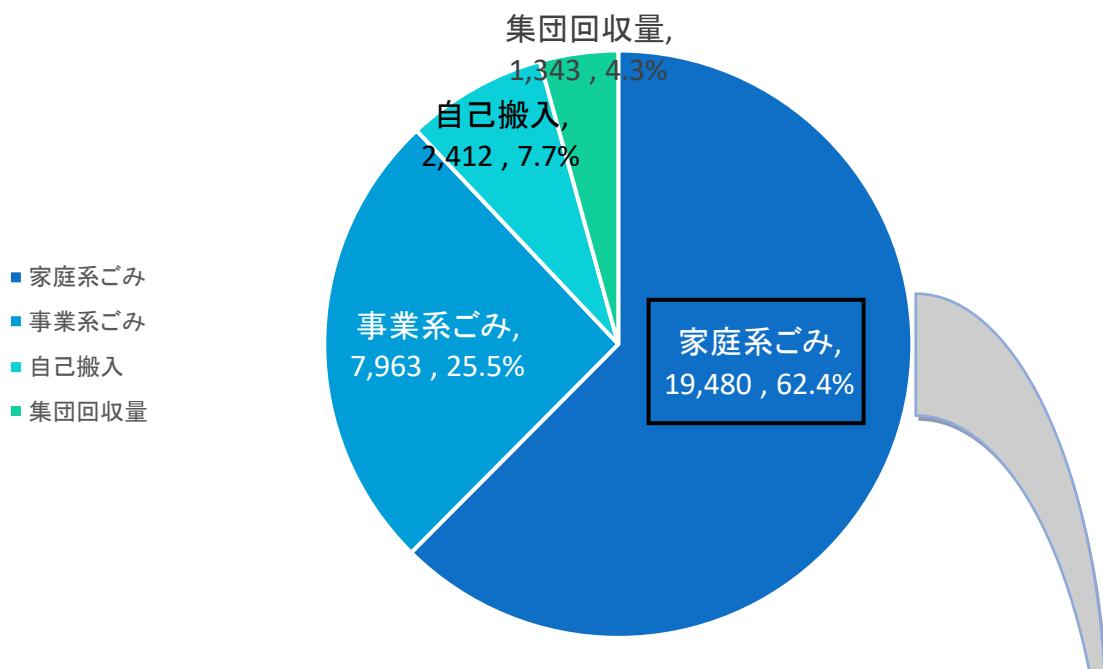
【資料4】要処理ごみ量の直近5年間の計画と実績の推移（総量（t）、一人/日（g））

※要処理ごみ量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ＋自己搬入ごみ

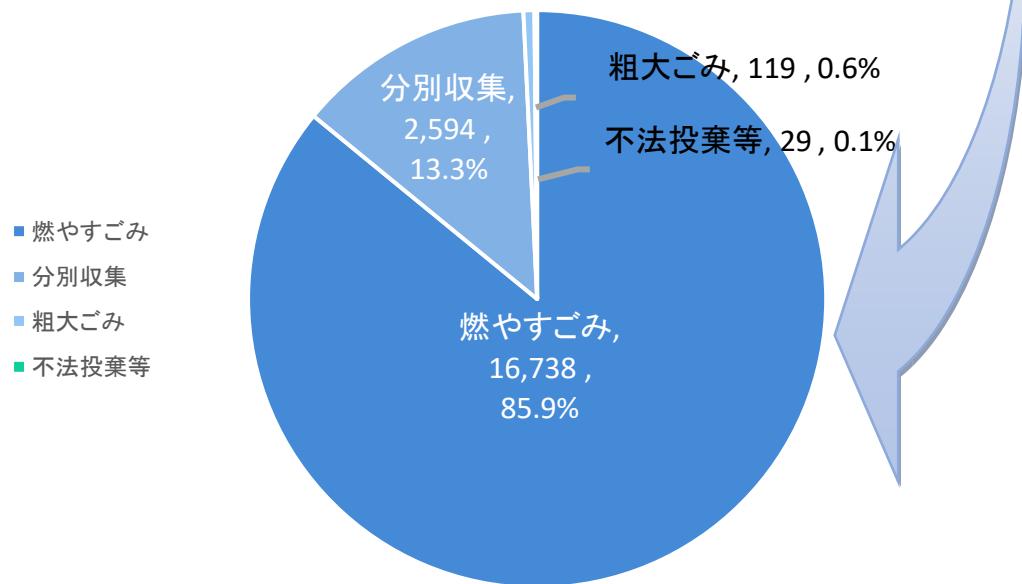
### ③ごみ処理量の内訳

項目	年度	実績				
		H27	H28	H29	H30	R1
人口（人）		96,623	96,785	97,100	97,048	96,993
ごみ排出量（t）		30,450	29,730	29,712	29,603	29,855
家庭系ごみ（t）	燃やすごみ	17,115	16,647	16,544	16,480	16,738
分別収集	資源	2,098	2,004	1,986	1,875	1,754
	不燃	820	686	783	866	732
	埋立	111	107	115	116	108
粗大ごみ	可燃	92	94	97	113	115
	不燃	8	8	9	6	4
不法投棄ごみ等	可燃	24	21	31	28	21
	不燃	10	12	8	8	8
	計	20,278	19,579	19,573	19,492	19,480
事業系ごみ（t）	燃やすごみ	7,811	7,830	7,654	7,602	7,636
	不燃ごみ	139	163	167	152	145
		埋立	206	163	144	149
	計	8,156	8,156	7,965	7,903	7,963
自己搬入（t）	燃やすごみ	1,907	1,759	2,019	2,006	2,213
	不燃ごみ	54	177	54	65	80
		埋立	55	59	101	137
	計	2,016	1,995	2,174	2,208	2,412
集団回収量（t）		1,900	1,742	1,639	1,489	1,343
総排出量（t）		32,350	31,472	31,351	31,092	31,198
一人1日あたり排出量（g）		917	891	885	878	881

【資－表2】直近5年間の実績の推移



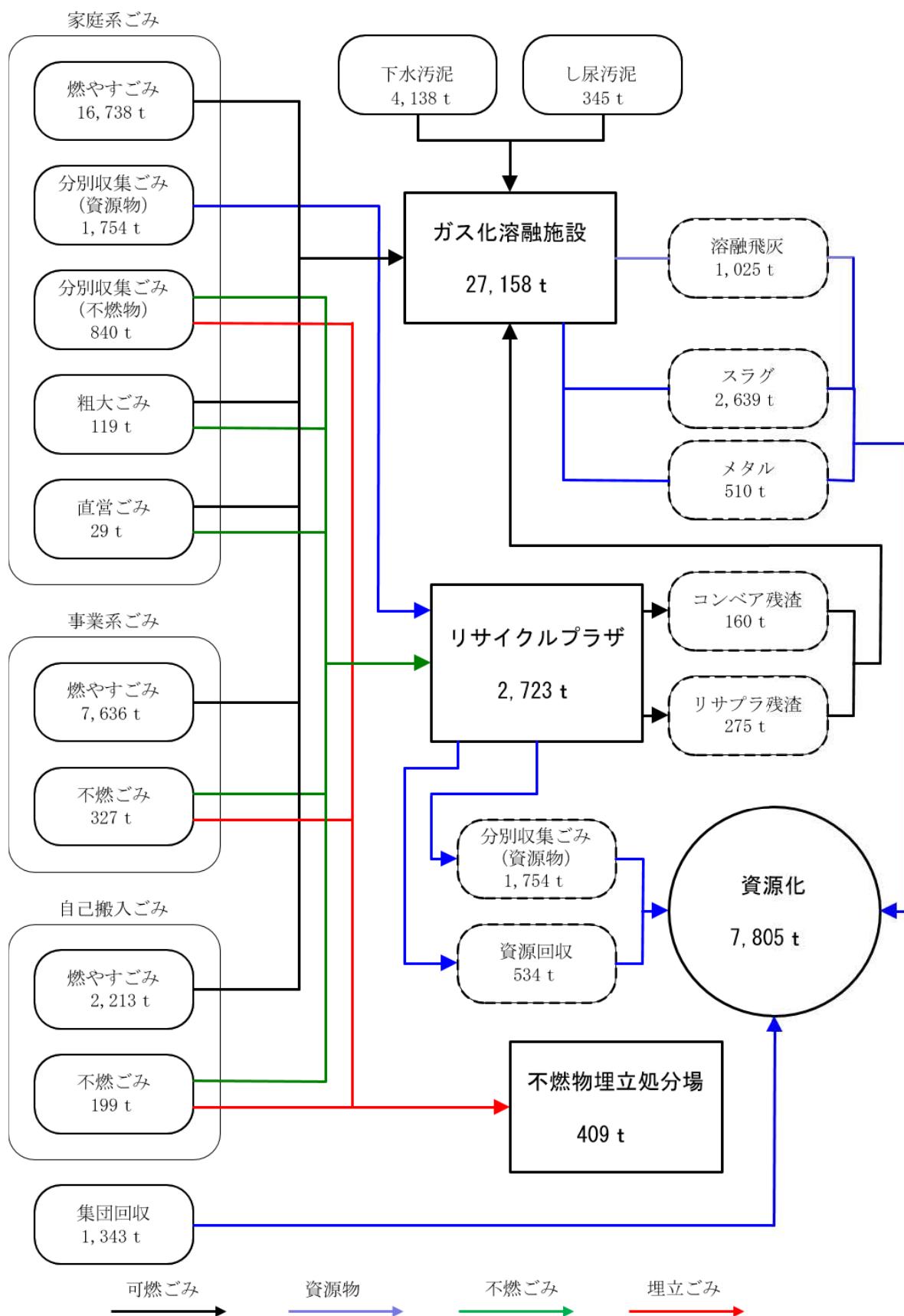
ごみ総排出量の構成内容とその割合 (t)



家庭系ごみの構成内容とその割合 (t)

【資一図5】令和元年度のごみ処理量の内訳 (t)

#### ④ ごみ処理フロー（令和元年度実績）



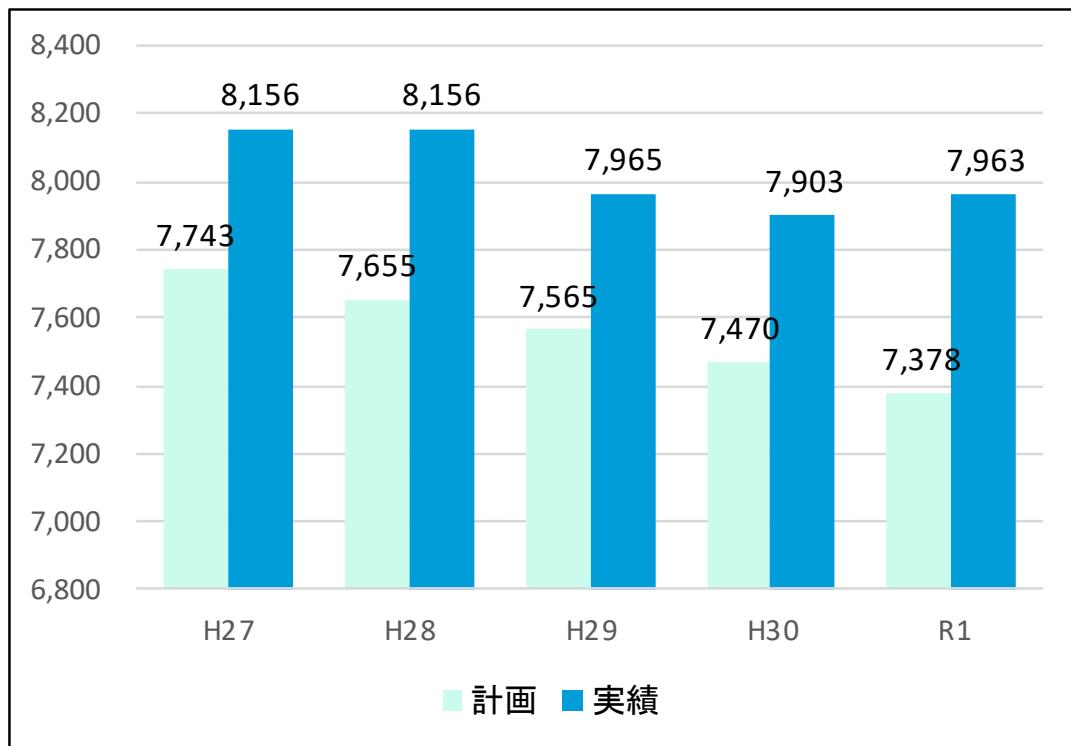
## (2) 現状の課題及び分析

ごみの総排出量は当初計画の目標値に対し、概ね計画通りで推移していますが、これは資源回収量の実績が示す通り、資源集団回収量が著しく減少し、総排出量を大きく減量させたことが要因となります。よって、総排出量から資源回収量を除いた要処理ごみ量の実績は計画から乖離し、減少していない状況にあります。

家庭系ごみについては、世帯数の変化がごみ量に影響していると考えます。人口は平成25年度（基準年度）の96,454人から令和元年度96,993人と539人（5.6%）の増加であるのに対し、世帯数は平成25年度の39,962戸から令和元年度は42,846戸と2,884戸（7.2%）増加しています。令和元年度の一戸あたりの人数は2.26人（平成25年度：2.41人）まで減少しています。【資-1 参照】宗像市内における核家族化が進むにつれ、各家庭から排出されるごみ量も影響しているものと推測されます。

事業系ごみについては、平成27年度の8,156tから令和元年度は7,963tと微減に留まっています。引き続き、事業者への啓発周知を行い適正処理に努めるとともに、資源化についても推進し減量化に努めます。

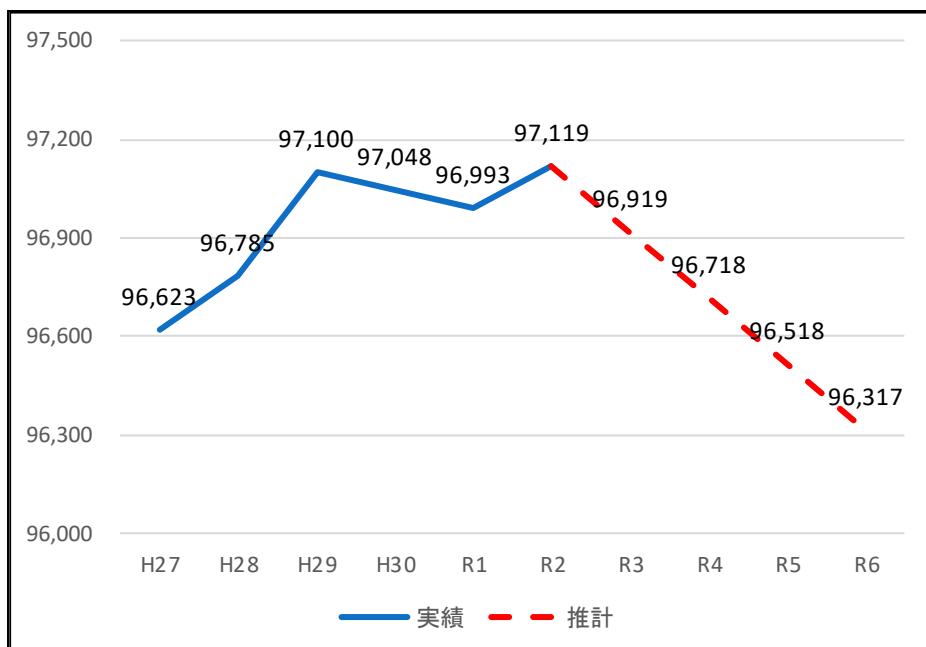
今回の中間見直しに伴い、民間事業者から年間の資源回収量の聞き取りを行い作成しております。今後も継続して数値把握に努め、今後の計画目標値には民間事業者回収分の数量も考慮するものとして推計しています。



【資-図6】事業系ごみの直近5年間の計画と実績の推移（t）

## 2. 将来人口の予測

将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を用いて推計しています。令和2年度以降は減少し、令和6年度には人口が96,317人まで減少すると推計されます。



【資-図7】人口の推移と今後の人口推計（人）

### 3. ごみ発生量の将来予測

将来のごみ発生量は、一人1日あたりの排出量から将来人口推計をもとに算出しています。本計画に基づいて以下のごみ減量・リサイクルの目標を達成した場合、令和6年度には総排出量が29,320tと推計されます。なお、資源回収量においては基本計画の推進による施策の効果及び民間事業者による回収量も合算のうえ推計しています。

- 資源集団回収を含む一人1日あたり排出量を平成25年度に対し、令和6年度までに10%減少する。
- リサイクル率は令和6年度に30%以上となる。

項目	区分	単位	基準年度		実績	目標年度
			平成25年度	令和元年度		
人口	住民基本台帳（9月末）	人	96,454	96,993	96,317	
総排出量	総量	t	32,608	31,198	29,320	
	一人1日あたり	g	926	881	834	
資源回収量	総量	t	4,334	3,097	4,676	
	一人1日あたり	g	123	87	133	
要処理ごみ量	総量	t	28,274	28,101	24,644	
	一人1日あたり	g	803	794	701	
リサイクル率		%	28.0	25.0	30.2	

【資-表3】令和6年度の数値目標

# 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】

## 1. 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の趣旨

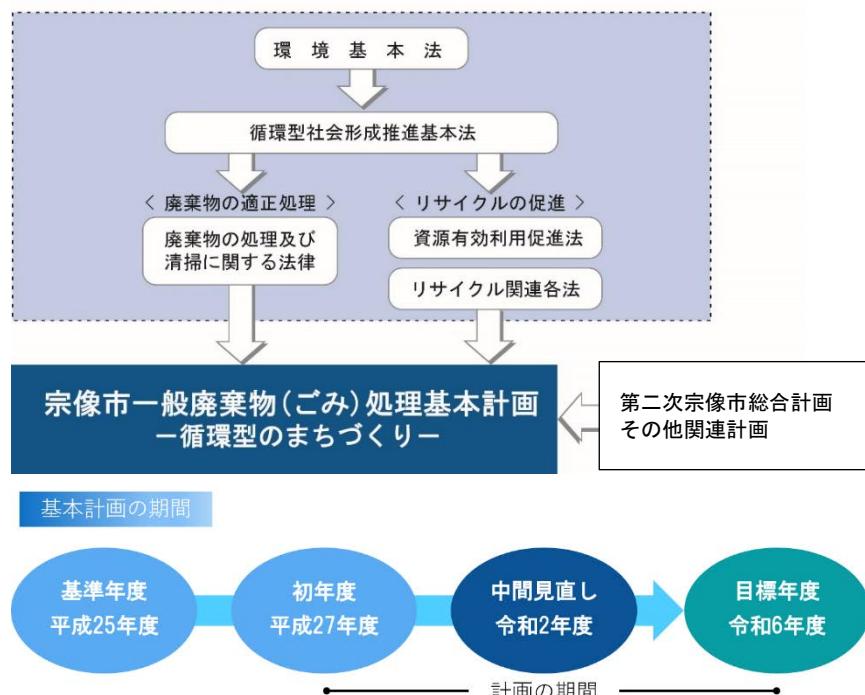
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づいて定める一般廃棄物処理基本計画のごみ処理に関する計画であり、第二次宗像市総合計画などと整合を図りながら、本市におけるごみの減量化・再資源化及び適正処理・処分について策定するものです。

## 2. 見直しの意義

本計画の基本理念及び基本方針を引き継ぎつつ、本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、見直しを実施するものです。

## 3. 宗像市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け・期間

### 基本計画の位置付け



本計画は基準年度を平成 25 年度、初年度を平成 27 年度、計画目標年度を令和 6 年度とします。

## 4. SDGsとの関連性

本計画の基本理念である循環型社会の実現はSDGsの将来ビジョンと一致するものであり、本計画の推進がSDGsの目標達成に繋がるものと考えます。

## 5. 基本方針

- ごみ減量と資源化の推進（3Rの推進、ごみ減量の目標値設定）
- ごみ処理制度の充実・整備（効率的な処理、市民サービスの向上）
- 継続した適正処理の確保（中間処理施設及び最終処分場の適正運営）
- 環境美化対策の推進（不法投棄防止、市民協働推進）

## 6. 現状の課題

- 民間事業者による資源回収量の把握ができないため、リサイクル率が低下
- 事業系ごみの減量の鈍化

## 7. 主な変更点

- (1) 計画目標年度（令和 6 年度）の目標値（総量のみ）
- (2) 資源物回収方法の多角的な検討開始
- (3) プラスチック製品の一括回収について法整備完了後の運用方法の検討開始
- (4) せん定枝の分別収集対応の検討開始
- (5) 民間事業者による資源回収量の把握
- (6) 事業系ごみの適正処理及び資源化の促進

## 8. ごみ減量の数値目標

項目	区分	単位	基準年度	実績	目標年度
			平成25年度	令和元年度	令和6年度
人口	住民基本台帳（9月末）	人	96,454	96,993	96,317
総排出量	総量	t	32,608	31,198	29,320
	一人1日あたり	g	926	881	834
資源回収量	総量	t	4,334	3,097	4,676
	一人1日あたり	g	123	87	133
要処理ごみ量	総量	t	28,274	28,101	24,644
	一人1日あたり	g	803	794	701
リサイクル率			%	28.0	25.0
				30.2	